

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給料に関する規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第10号〕

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 初任給（第4条―第10条）
- 第3章 昇格その他の異動（第11条―第13条）
- 第4章 昇給（第14条―第20条）
- 第5章 号給の決定の特例（第21条）
- 第6章 復職時等における号給の調整（第22条）
- 第7章 補則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）に基づき、職員の給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (2) 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 経験年数 職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。

（級別標準職務）

第3条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第1）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第2章 初任給

（職務の級の決定）

第4条 新たに職員となる者の職務の級は、その職務に応じ、前条に規定する級別標準職務表において定められた職務の級に決定するものとする。

- 2 第10条各号のいずれかに掲げる者から引き続いて新たに職員となった者に該当する者の職務の級の決定について、前項の規定による場合は、著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、広域連合長の定めるところによりその者の職務の級を決定することができる。

第5条 級別資格基準表（別表第2）は、給料表の名称による区分に応じ、当該給料表の

適用を受ける職員について、学歴免許欄に掲げる学歴免許の区分に応じて適用する。

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、その者の学歴免許の資格取得した後の経験年数による。

2 職員の学歴免許を取得した後の経歴については、経験年数換算表（別表第3）の定めるところにより経験年数として換算することができる。

（号給の決定）

第7条 新たに職員となった者の号給は、第4条の規定により決定された職務の級の号給が次条に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第12条第1項又は第13条第1項の規定により得られる号給とする。この場合において、その者に適用しようとする同表に定める号給がその者の属する職務の級における最低の号給に達しない号給であるときは、その者の属する職務の級の最低の号給とする。ただし、広域連合長が別に定める場合は、その定めるところによるものとする。

（初任給基準表）

第8条 初任給基準表（別表第4）は、学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとする。

2 初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の資格に応じ、学歴免許資格区分表（別表第5）に定める区分によるものとする。

（前歴調整）

第9条 次に掲げる経験年数を有する職員については、その者の受けるべき第7条の規定による号給（以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって広域連合長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、15月）で除して得た数に4を乗じて得た数を加えて得た数（1に満たない端数は切り捨てる。）を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

(1) 基準号給が第7条前段の規定による号給である職員については、前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許の資格若しくは初任給基準表の備考に定める基準学歴を取得した時以後の経験年数

(2) 基準号給が第7条後段の規定による号給である職員については、その者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の年数に4分の5（その決定しようとする職務の級の年数のうち5年までの年数にあつては、2分の2）を乗じて得た年数を超える経験年数

2 前項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、第6条の規定を準用する。

（号給の決定の特例）

第10条 次に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前条の規定による場合は、著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、広域連合長の定めるところによりその者の号給を決定することができる。

- (1) 職員以外の地方公務員
- (2) 国家公務員
- (3) その他広域連合長が前2号に準ずる者として定める者

第3章 昇格その他の異動

(昇格)

第11条 職員が、次に掲げる要件を備えている場合は、当該職務の級に昇格させることができる。

- (1) 昇格させようとする職務の級又は当該職務の級より上位の職務の級に属する職を占めていること。
- (2) 広域連合長が別に定める場合を除き、号給が次のいずれかの一に該当すること。ただし、広域連合長の承認を得た場合は、この限りでない。

ア 職務の級に対応する昇格の日の前日の号給が、次条に規定する昇格時号給対応表において定められていること。ただし、別表第6に掲げる職務の級及び号給に昇格させようとする場合は、同表に掲げる昇格の日の前日の職務の級及び号給以上であること。

イ 当該昇格がないものとしたときに、その昇格させようとする日に条例第6条第1項に規定する昇給により昇給することとなる号給が、別表第6に掲げる昇格の日の前日の職務の級及び号給以上であること。

第12条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前条第2号イの場合において、別表第7に定める昇格時号給対応表を適用するときは、同表中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは「昇格した日に受けることとなる号給」と読み替えるものとする。
- 3 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 前3項の規定により定められるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前3項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 5 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前各項の規定にかかわらず、広域連合長の定める号給とする。

(降格)

第13条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により定められる職員の号給が、他の職員との均衡を著しく失すると認

めるときは、前2項の規定にかかわらず、広域連合長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

第4章 昇給

(条例第6条第1項の規則で定める日)

第14条 条例第6条第1項の規則で定める日は、第17条から第19条までに定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の証明)

第15条 条例第6条第1項の規定による昇給（第17条から第19条までに定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第16条 職員を条例第6条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第8に定める昇給号給数表に定める号給数とし、昇給区分を第5号区分に決定された職員は、昇給しない。ただし、同表によることができない場合にあっては、広域連合長が昇給号給数を決定することができる。

2 その者の属する職務の級における最低の号給に達しない給料月額を受けている者を昇給させる場合の号給数は、前項の規定に準じて決定するものとする。

3 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 第1号区分
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 第2号区分
- (3) 勤務成績が良好である職員 第3号区分
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 第4号区分
- (5) 勤務成績が良好でない職員 第5号区分

4 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、広域連合長の定める事由以外の事由によって基準期間の4分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員、基準期間に懲戒処分を受けた職員又は広域連合長が承認する職員の昇給の号給数は、前項に規定する昇給区分に対応する第1項の昇給の号給数にかかわらず、広域連合長が別に定めるものとする。

5 前年の昇給日後新たに職員となった者又は同日後に第12条第4項若しくは第21条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

6 第1項及び第4項の規定による昇給の号給数が昇給日にその者が属する職務の級の最

高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（昇任等による昇給）

第17条 職員が、下位の職から上位の職に昇任をした場合には、当該昇任をした日に、条例第6条第1項の規定により2号給上位の号給に昇給させることができる。

（研修、表彰等による昇給）

第18条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、条例第6条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったこと等により表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第19条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、広域連合長の定める日に、条例第6条第1項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第20条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第5章 号給の決定の特例

（号給の決定の特例）

第21条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至ったとき（第12条第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができる。

第6章 復職時等における号給の調整

（復職時等における号給の調整）

第22条 休職にされた職員が復職し、又は休暇若しくは療養のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間又は休暇若しくは療養の期間を休職期間等調整換算表（別表第9）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に広域連合長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給又は給料月額を調整するものとする。

2 復職時等における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、広域連合長の承認を得

て、その者の号給を調整することができる。

第7章 補則

(給料の訂正)

第23条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを将来に向かって訂正しようとする場合においては、広域連合長の承認を得てその訂正を行うことができる。

(特例)

第24条 この規則により難い事情があると認められるときは、別に定めをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務又はこれに相当する職務
2級	高度の知識若しくは経験を必要とする職務又はこれらに相当する職務
3級	主査若しくは係長の職務又はこれに相当する職務
4級	課長補佐若しくは主幹の職務又はこれに相当する職務
5級	参事の職務又はこれに相当する職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務
7級	次長の職務又はこれに相当する職務
8級	事務局長の職務又はこれに相当する職務

2 医療職給料表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務又はこれに相当する職務
2級	高度の知識若しくは経験を必要とする技師の職務又はこれらに相当する職務
3級	主査若しくは係長の職務又はこれに相当する職務
4級	課長補佐若しくは主幹の職務又はこれに相当する職務
5級	課長若しくは参事の職務又はこれに相当する職務

3 医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う技師の職務又はこれに相当する職務
2 級	高度の知識若しくは経験を必要とする技師の職務又はこれらに相当する職務
3 級	主査若しくは係長の職務又はこれに相当する職務
4 級	課長補佐若しくは主幹の職務又はこれに相当する職務
5 級	課長若しくは参事の職務又はこれに相当する職務

別表第 2 (第 5 条関係)

1 行政職給料表級別資格基準表

学歴免許	職務の級							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
大学卒	年 0	年 6	年 9	年 1 3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
短大卒	0	9	1 2	1 6	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
高校卒	0	1 1	1 4	1 8	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める

備考 学歴免許欄に掲げる「大学卒」は大学卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又は選考を示し、「短大卒」は短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又は選考を示し、「高校卒」は高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又は選考を示し、それぞれの基準学歴は、学歴免許資格区分表の基準学歴区分欄に掲げる区分とする。

2 医療職給料表(一)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
薬剤師	大学 6 卒	年 0	年 2. 5	年 4	年 1 2	別に定める
	大学卒	0	5	6	1 4	別に定める
栄養士	大学卒	0	5	6	1 4	別に定める
	短大卒	0	8	9	1 7	別に定める

歯科衛生士	短大卒	0	8	9	17	別に定める
	高校専攻科卒	0	9	10	18	別に定める

備考 薬剤師、栄養士、歯科衛生士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。

3 医療職給料表(二)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
保健師及び 看護師	大学卒	年 0	年 4	年 6	別に定める	別に定める
	短大卒	0	6	8	別に定める	別に定める
准看護師	准看護師養成所卒	0	9	11	別に定める	別に定める
その他	大学卒	0			別に定める	別に定める
	短大卒	0			別に定める	別に定める
	准看護師養成所卒	0			別に定める	別に定める

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 保健師、看護師及び准看護師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
- 3 職種欄の「その他」の区分の適用を受ける職員の経験年数については、広域連合長が別に定める。

別表第3（第6条関係） 経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共 企業体、政府関係機関若しくは外国 政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務 に従事した期間	割 10
	その他の期間	8
民間における企業体、団体等の職員	職員としての職務に直接関係があると	10

としての在職期間	認められる職務に従事した期間	
	その他の期間	8
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10
その他の期間	職員としての職務に直接関係があると認められる職務に従事した期間	10
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	8
	その他の期間	5

別表第4（第8条関係） 初任給基準表

1 行政職給料表初任給基準表

学歴免許	初任給
大学卒	1級29号給
短大卒	1級19号給
高校卒	1級9号給

備考 学歴免許欄に掲げる「大学卒」、「短大卒」及び「高校卒」の区分及びその基準学歴は、級別資格基準表の備考に定めるところによるものとする。

2 医療職給料表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	1級35号給
	大学卒	1級25号給
栄養士	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
歯科衛生士	短大卒	1級15号給
	高校専攻科卒	1級11号給

備考 学歴免許欄に掲げる「大学卒」、「短大卒」及び「高校卒」の区分及びその基準学歴は、級別資格基準表の備考に定めるところによるものとする。

3 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師及び 看護師	大学卒	1級25号給
	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級17号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級5号給

その他	大学卒	1 級 2 5 号給
	短大 3 卒	1 級 2 1 号給
	短大 2 卒	1 級 1 7 号給
	准看護師養成所卒	1 級 5 号給

備考

- 1 この表の「准看護師養成所卒」については、医療職給料表（二）級別資格基準表の備考の 1 に定めるところによるものとする。
- 2 保健師、看護師及び准看護師に第 9 条の規定を適用する場合の経験年数については、医療職給料表（二）級別資格基準表の備考の 2 を準用する。
- 3 准看護師の業務に 3 年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第 2 1 条第 4 号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、それぞれ「短大 3 卒」にあつては 1 級 2 9 号給、「短大 2 卒」にあつては 1 級 2 5 号給とする。

別表第 5（第 8 条関係） 学歴免許資格区分表

学歴免許の区分		学歴免許の資格
基準学歴区分	学歴区分	
大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
	3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院学位課程の修了
	4 大学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 8 5 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
	6 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業

		(2) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
短大卒	1 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
	2 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
	3 短大 1 卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
	2 高校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 7 6 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許の資格
	3 高校 2 卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和 2 2 年法律第 2 0 3 号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許

		の資格
--	--	-----

備考 この表の「特別支援学校」には平成１８年法律第８０号による改正前の学校教育法による盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成１３年法律第１５３号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第６（第１１条関係）

職務の級及び号給	昇格の日の前日の職務の級及び号給
２級９号給	１級４１号給

別表第７（第１２条関係）

１ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇給後の号給						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
１	１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１	
３	１	１	１	１	１	１	
４	１	１	１	１	１	１	
５	１	１	１	１	１	１	
６	１	１	１	１	１	１	
７	１	１	１	１	１	１	
８	１	１	１	１	１	１	
９	１	１	１	１	１	１	
１０	１	１	１	２	１	１	
１１	１	１	１	３	１	１	
１２	１	１	１	４	１	１	
１３	１	１	１	５	１	１	
１４	１	１	１	６	１	１	
１５	１	１	１	７	１	１	
１６	１	１	１	８	１	１	
１７	１	１	１	９	１	１	
１８	１	１	２	１０	２	１	
１９	１	１	３	１１	３	１	
２０	１	１	４	１２	４	１	
２１	１	１	５	１３	５	１	
２２	１	１	６	１４	６	１	

2 3	1	1	7	1 5	7	1	
2 4	1	1	8	1 6	8	1	
2 5	1	2	9	1 7	9	1	
2 6	1	3	1 0	1 7	1 0	1	
2 7	1	4	1 1	1 8	1 1	1	
2 8	1	5	1 2	1 8	1 2	1	
2 9	1	6	1 3	1 9	1 3	1	
3 0	1	7	1 4	1 9	1 4	1	
3 1	1	8	1 5	2 0	1 5	1	
3 2	1	9	1 6	2 0	1 6	1	
3 3	1	1 0	1 7	2 1	1 7	1	
3 4	1	1 1	1 8	2 1	1 7	1	
3 5	1	1 2	1 9	2 2	1 7	1	
3 6	1	1 3	2 0	2 2	1 7	1	
3 7	1	1 4	2 1	2 3	1 7	1	
3 8	1	1 5	2 2	2 3	1 8	1	
3 9	1	1 6	2 3	2 4	1 8	1	
4 0	1	1 7	2 4	2 4	1 8	1	
4 1	1	1 8	2 5	2 5	1 8	1	
4 2	1	1 9	2 5	2 5	1 8	1	
4 3	1	2 0	2 6	2 5	1 8	1	
4 4	1	2 1	2 6	2 5	1 8	1	
4 5	1	2 2	2 7	2 6	1 9	1	
4 6	1	2 2	2 7	2 6	1 9		
4 7	1	2 3	2 8	2 6	1 9		
4 8	1	2 3	2 8	2 6	1 9		
4 9	1	2 4	2 9	2 7	1 9		
5 0	2	2 4	2 9	2 7	1 9		
5 1	3	2 5	3 0	2 7	1 9		
5 2	4	2 5	3 0	2 7	2 0		
5 3	5	2 5	3 1	2 8	2 0		
5 4	6	2 6	3 1	2 8	2 0		
5 5	7	2 7	3 2	2 8	2 0		
5 6	8	2 8	3 2	2 8	2 0		
5 7	9	2 9	3 3	2 8	2 0		
5 8	1 0	2 9	3 3	2 8			
5 9	1 1	3 0	3 3	2 8			
6 0	1 2	3 0	3 4	2 8			

6 1	1 3	3 1	3 4	2 8			
6 2	1 4	3 1	3 4	2 8			
6 3	1 5	3 2	3 5	2 8			
6 4	1 6	3 2	3 5	2 8			
6 5	1 7	3 3	3 5	2 8			
6 6	1 8	3 3	3 6	2 8			
6 7	1 9	3 3	3 6	2 8			
6 8	2 0	3 4	3 6	2 8			
6 9	2 1	3 4	3 7	2 8			
7 0	2 2	3 4	3 7	2 8			
7 1	2 3	3 5	3 7	2 8			
7 2	2 4	3 5	3 7	2 8			
7 3	2 5	3 5	3 7	2 8			
7 4	2 6	3 6	3 7				
7 5	2 7	3 6	3 7				
7 6	2 8	3 6	3 7				
7 7	2 9	3 7	3 7				
7 8	3 0	3 7	3 7				
7 9	3 1	3 7	3 7				
8 0	3 2	3 8	3 7				
8 1	3 3	3 8	3 7				
8 2	3 4	3 8	3 7				
8 3	3 5	3 9	3 7				
8 4	3 6	3 9	3 7				
8 5	3 7	3 9	3 7				
8 6	3 7	4 0	3 7				
8 7	3 8	4 0	3 7				
8 8	3 8	4 0	3 7				
8 9	3 9	4 1	3 7				
9 0	3 9	4 1					
9 1	4 0	4 1					
9 2	4 0	4 1					
9 3	4 1	4 1					
9 4	4 1	4 2					
9 5	4 2	4 2					
9 6	4 2	4 2					
9 7	4 3	4 2					
9 8	4 3	4 2					

9 9	4 4	4 2					
1 0 0	4 4	4 2					
1 0 1	4 5	4 3					
1 0 2	4 5	4 3					
1 0 3	4 5	4 3					
1 0 4	4 5	4 3					
1 0 5	4 5	4 3					
1 0 6	4 6	4 3					
1 0 7	4 6	4 3					
1 0 8	4 6	4 4					
1 0 9	4 6	4 4					
1 1 0	4 6	4 4					
1 1 1	4 7	4 4					
1 1 2	4 7	4 4					
1 1 3	4 7	4 4					
1 1 4	4 7						
1 1 5	4 7						
1 1 6	4 8						
1 1 7	4 8						
1 1 8	4 8						
1 1 9	4 8						
1 2 0	4 8						
1 2 1	4 9						
1 2 2	4 9						
1 2 3	4 9						
1 2 4	4 9						
1 2 5	4 9						
1 2 6	4 9						
1 2 7	5 0						
1 2 8	5 0						
1 2 9	5 0						
1 3 0	5 0						
1 3 1	5 0						
1 3 2	5 0						
1 3 3	5 1						
1 3 4	5 1						
1 3 5	5 1						
1 3 6	5 1						

1 3 7	5 1						
1 3 8	5 1						
1 3 9	5 2						
1 4 0	5 2						
1 4 1	5 2						
1 4 2	5 2						
1 4 3	5 2						
1 4 4	5 2						
1 4 5	5 2						
1 4 6	5 2						
1 4 7	5 2						
1 4 8	5 2						
1 4 9	5 3						
1 5 0	5 3						
1 5 1	5 3						
1 5 2	5 3						
1 5 3	5 3						
1 5 4	5 3						
1 5 5	5 3						
1 5 6	5 3						
1 5 7	5 3						

2 医療職（一）給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇給後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
1 0	1	1	1	1
1 1	1	1	1	1
1 2	1	1	1	1

1 3	1	1	1	1
1 4	1	1	1	1
1 5	1	1	1	1
1 6	1	1	1	1
1 7	1	1	1	1
1 8	1	2	2	2
1 9	1	3	3	3
2 0	1	4	4	4
2 1	1	5	5	5
2 2	1	6	6	6
2 3	1	7	7	7
2 4	1	8	8	8
2 5	1	9	9	9
2 6	1	1 0	1 0	1 0
2 7	1	1 1	1 1	1 1
2 8	1	1 2	1 2	1 2
2 9	1	1 3	1 3	1 3
3 0	1	1 4	1 4	1 4
3 1	1	1 5	1 5	1 5
3 2	1	1 6	1 6	1 6
3 3	1	1 7	1 7	1 7
3 4	1	1 7	1 8	1 8
3 5	1	1 8	1 9	1 9
3 6	1	1 8	2 0	2 0
3 7	1	1 9	2 1	2 1
3 8	1	1 9	2 2	2 2
3 9	1	2 0	2 3	2 3
4 0	1	2 0	2 4	2 4
4 1	1	2 1	2 5	2 5
4 2	1	2 2	2 6	2 5
4 3	1	2 3	2 7	2 5
4 4	1	2 4	2 8	2 5
4 5	1	2 5	2 9	2 5
4 6	1	2 6	2 9	2 5
4 7	1	2 7	2 9	2 6
4 8	1	2 8	3 0	2 6
4 9	1	2 9	3 0	2 6
5 0	2	2 9	3 0	2 6

5 1	3	3 0	3 1	2 6
5 2	4	3 0	3 1	2 6
5 3	5	3 1	3 1	2 7
5 4	6	3 1	3 2	2 7
5 5	7	3 2	3 2	2 7
5 6	8	3 2	3 2	2 7
5 7	9	3 3	3 3	2 7
5 8	1 0	3 3	3 3	2 7
5 9	1 1	3 3	3 4	2 7
6 0	1 2	3 4	3 4	2 7
6 1	1 3	3 4	3 5	2 7
6 2	1 4	3 4	3 5	2 7
6 3	1 5	3 5	3 6	2 7
6 4	1 6	3 5	3 6	2 8
6 5	1 7	3 5	3 7	2 8
6 6	1 8	3 6	3 7	2 8
6 7	1 9	3 6	3 7	2 8
6 8	2 0	3 6	3 7	2 8
6 9	2 1	3 7	3 8	2 8
7 0	2 2	3 7	3 8	2 8
7 1	2 3	3 7	3 8	2 8
7 2	2 4	3 8	3 8	2 8
7 3	2 5	3 8	3 9	2 8
7 4	2 6	3 8	3 9	
7 5	2 7	3 9	3 9	
7 6	2 8	3 9	3 9	
7 7	2 9	3 9	4 0	
7 8	3 0	4 0	4 0	
7 9	3 1	4 0	4 0	
8 0	3 2	4 0	4 0	
8 1	3 3	4 1	4 0	
8 2	3 3	4 1	4 0	
8 3	3 4	4 1	4 1	
8 4	3 4	4 1	4 1	
8 5	3 5	4 2	4 1	
8 6	3 5	4 2	4 1	
8 7	3 6	4 2	4 1	
8 8	3 6	4 2	4 1	

8 9	3 7	4 2	4 2	
9 0	3 7	4 2	4 2	
9 1	3 8	4 2	4 2	
9 2	3 8	4 3	4 2	
9 3	3 9	4 3	4 2	
9 4	3 9	4 3	4 2	
9 5	4 0	4 3	4 3	
9 6	4 0	4 3	4 3	
9 7	4 1	4 3	4 3	
9 8	4 1	4 3		
9 9	4 1	4 4		
1 0 0	4 1	4 4		
1 0 1	4 1	4 4		
1 0 2	4 2	4 4		
1 0 3	4 2	4 4		
1 0 4	4 2	4 4		
1 0 5	4 2	4 4		
1 0 6	4 2			
1 0 7	4 3			
1 0 8	4 3			
1 0 9	4 3			
1 1 0	4 3			
1 1 1	4 3			
1 1 2	4 4			
1 1 3	4 4			
1 1 4	4 4			
1 1 5	4 4			
1 1 6	4 4			
1 1 7	4 5			
1 1 8	4 5			
1 1 9	4 5			
1 2 0	4 5			
1 2 1	4 5			
1 2 2	4 5			
1 2 3	4 5			
1 2 4	4 6			
1 2 5	4 6			
1 2 6	4 6			

1 2 7	4 6			
1 2 8	4 6			
1 2 9	4 6			
1 3 0	4 6			
1 3 1	4 7			
1 3 2	4 7			
1 3 3	4 7			
1 3 4	4 7			
1 3 5	4 7			
1 3 6	4 7			
1 3 7	4 7			
1 3 8	4 8			
1 3 9	4 8			
1 4 0	4 8			
1 4 1	4 8			
1 4 2	4 8			
1 4 3	4 8			
1 4 4	4 8			
1 4 5	4 8			
1 4 6	4 8			
1 4 7	4 8			
1 4 8	4 8			
1 4 9	4 8			
1 5 0	4 8			
1 5 1	4 8			
1 5 2	4 8			
1 5 3	4 8			
1 5 4	4 8			
1 5 5	4 8			
1 5 6	4 8			
1 5 7	4 8			

3 医療職（二）給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇給後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1

3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
1 0	1	1	1	1
1 1	1	1	1	1
1 2	1	1	1	1
1 3	1	1	1	1
1 4	1	2	1	1
1 5	1	3	1	1
1 6	1	4	1	1
1 7	1	5	1	1
1 8	1	6	2	1
1 9	1	7	3	1
2 0	1	8	4	1
2 1	1	9	5	1
2 2	1	1 0	6	2
2 3	1	1 1	7	3
2 4	1	1 2	8	4
2 5	1	1 3	9	5
2 6	1	1 4	1 0	6
2 7	1	1 5	1 1	7
2 8	1	1 6	1 2	8
2 9	1	1 7	1 3	9
3 0	1	1 8	1 4	1 0
3 1	1	1 9	1 5	1 1
3 2	1	2 0	1 6	1 2
3 3	1	2 1	1 7	1 3
3 4	1	2 2	1 8	1 4
3 5	1	2 3	1 9	1 5
3 6	1	2 4	2 0	1 6
3 7	1	2 5	2 1	1 7
3 8	2	2 6	2 2	1 8
3 9	3	2 7	2 3	1 9
4 0	4	2 8	2 4	2 0

4 1	5	2 9	2 5	2 1
4 2	6	3 0	2 6	2 2
4 3	7	3 1	2 7	2 3
4 4	8	3 2	2 8	2 4
4 5	9	3 3	2 9	2 5
4 6	1 0	3 4	3 0	2 6
4 7	1 1	3 5	3 1	2 7
4 8	1 2	3 6	3 2	2 8
4 9	1 3	3 7	3 3	2 9
5 0	1 4	3 8	3 4	2 9
5 1	1 5	3 9	3 5	3 0
5 2	1 6	4 0	3 6	3 0
5 3	1 7	4 1	3 7	3 1
5 4	1 8	4 2	3 8	3 1
5 5	1 9	4 3	3 9	3 2
5 6	2 0	4 4	4 0	3 2
5 7	2 1	4 5	4 1	3 3
5 8	2 2	4 6	4 1	3 4
5 9	2 3	4 7	4 2	3 5
6 0	2 4	4 8	4 2	3 6
6 1	2 5	4 9	4 3	3 7
6 2	2 6	5 0	4 3	3 7
6 3	2 7	5 1	4 4	3 7
6 4	2 8	5 2	4 4	3 8
6 5	2 9	5 3	4 5	3 8
6 6	3 0	5 4	4 6	3 8
6 7	3 1	5 5	4 7	3 9
6 8	3 2	5 6	4 8	3 9
6 9	3 3	5 7	4 9	3 9
7 0	3 4	5 7	4 9	4 0
7 1	3 5	5 8	5 0	4 0
7 2	3 6	5 8	5 0	4 0
7 3	3 7	5 9	5 1	4 1
7 4	3 8	5 9	5 1	4 1
7 5	3 9	6 0	5 2	4 1
7 6	4 0	6 0	5 2	4 1
7 7	4 1	6 1	5 3	4 1
7 8	4 2	6 2	5 4	4 1

7 9	4 3	6 3	5 5	4 1
8 0	4 4	6 4	5 6	4 2
8 1	4 5	6 5	5 7	4 2
8 2	4 6	6 6	5 7	4 2
8 3	4 7	6 7	5 8	4 2
8 4	4 8	6 8	5 8	4 2
8 5	4 9	6 9	5 9	4 2
8 6	5 0	7 0	5 9	4 2
8 7	5 1	7 1	6 0	4 2
8 8	5 2	7 2	6 0	4 3
8 9	5 3	7 3	6 1	4 3
9 0	5 4	7 4	6 1	4 3
9 1	5 5	7 5	6 1	4 3
9 2	5 6	7 6	6 1	4 3
9 3	5 7	7 7	6 1	4 3
9 4	5 8	7 7	6 2	4 3
9 5	5 9	7 8	6 2	4 3
9 6	6 0	7 8	6 2	4 4
9 7	6 1	7 9	6 2	4 4
9 8	6 2	7 9	6 2	
9 9	6 3	8 0	6 2	
1 0 0	6 4	8 0	6 2	
1 0 1	6 5	8 1	6 3	
1 0 2	6 6	8 1	6 3	
1 0 3	6 7	8 2	6 3	
1 0 4	6 8	8 2	6 3	
1 0 5	6 9	8 3	6 3	
1 0 6	7 0	8 3	6 3	
1 0 7	7 1	8 4	6 3	
1 0 8	7 2	8 4	6 4	
1 0 9	7 3	8 4	6 4	
1 1 0	7 4	8 4	6 4	
1 1 1	7 5	8 4	6 4	
1 1 2	7 6	8 5	6 4	
1 1 3	7 7	8 5	6 4	
1 1 4	7 8	8 5		
1 1 5	7 9	8 5		
1 1 6	8 0	8 5		

1 1 7	8 1	8 6		
1 1 8	8 1	8 6		
1 1 9	8 1	8 6		
1 2 0	8 2	8 6		
1 2 1	8 2	8 6		
1 2 2	8 2	8 7		
1 2 3	8 3	8 7		
1 2 4	8 3	8 7		
1 2 5	8 3	8 7		
1 2 6	8 4			
1 2 7	8 4			
1 2 8	8 4			
1 2 9	8 5			
1 3 0	8 5			
1 3 1	8 5			
1 3 2	8 5			
1 3 3	8 6			
1 3 4	8 6			
1 3 5	8 6			
1 3 6	8 6			
1 3 7	8 7			
1 3 8	8 7			
1 3 9	8 7			
1 4 0	8 7			
1 4 1	8 8			
1 4 2	8 8			
1 4 3	8 8			
1 4 4	8 8			
1 4 5	8 9			
1 4 6	8 9			
1 4 7	8 9			
1 4 8	8 9			
1 4 9	8 9			
1 5 0	8 9			
1 5 1	8 9			
1 5 2	9 0			
1 5 3	9 0			
1 5 4	9 0			

1 5 5	9 0			
1 5 6	9 0			
1 5 7	9 0			
1 5 8	9 0			
1 5 9	9 1			
1 6 0	9 1			
1 6 1	9 1			
1 6 2	9 1			
1 6 3	9 1			
1 6 4	9 1			
1 6 5	9 1			

別表第 8（第 1 6 条関係） 昇給号給数表

昇給の区分	第 1 号 区分	第 2 号 区分	第 3 号 区分	第 4 号 区分	第 5 号 区分
昇給の号給数	4 号給	4 号給	4 号給	3 又は 1 号給	0 号給
	2 号給	2 号給	2 号給	1 又は 0 号給	0 号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第 6 条第 3 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の適用を受ける職員に適用する。

別表第 9（第 2 2 条関係） 休職期間等調整換算表

理由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第 2 9 条第 1 項及び第 7 項又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病に係る療養	3 / 3 以下
大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 9 号。以下この表において「勤務時間条例」という。）第 1 5 条第 1 項に規定する介護休暇	
条例第 2 9 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の休職、勤務時間条例第 1 3 条第 1 項に規定する病気休暇又は私傷病による療養	1 / 3 以下。ただし、結核性疾患にあっては 1 / 2 以下とすることができる。
大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）第 2 条の休職（条例第 2 9 条第 7 項に該当するものを除く。）	1 / 3 以下

条例第 29 条第 5 項の休職	0。ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により 3 / 3 以下とすることができる。
------------------	--